

第1章 総則

- 第1条(名称) 本会は、大阪府立日根野高等学校同窓会と称し、本部を同校内に置く。
- 第2条(目的) 本会は、会員各自が積極的に同窓会活動に参加・行動することにより、会員相互の親睦を図り、同校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条(事業) 本会の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 総会・その他会合の開催。
 2. 会員名簿・会誌の発行。
 3. 母校の教育事業の後援。
 4. 本会の目的達成のために必要な事業及び、活動等。
 5. WEBサイトの運営。

第2章 組織

- 第4条(会員及び義務) 本会は次の会員を持って構成する。
1. 正会員 母校卒業生及び、在学中に転校等をした者で、役員会が承認した者。
 2. 特別会員 母校の教職員及び、旧教職員。
 3. 名誉会員 本会のために功労のあった者で、総会で承認された者。
- 本会は会員の義務を次のように定める。
- *会員は、住所・氏名・電話番号などを変更した場合、直ちに本会に通知するものとする。
- 第5条(役員及び任務) ・職務 各役員の職務は次のように置く。
- 名誉会長(1名) 母校校長とし、重要会務の相談に応じる。
- 会長(1名) 本会を代表し会務を処理する。又、役員会、代表幹事会、幹事会及び、総会を召集し、本会の運営に当たる。
- 副会長(2名) 会長を補佐し、必要なときは会長の職務を代行する。
- 書記(2名) 本会の決定事項等の記録、公式の議事録の作成及び、管理。
- 会計(2名) 本会の財産を管理し、その収支を明確に記録する。
- 会計監査(2名) 本会の予算の執行、収支等が適切かどうかを管理する。
- 顧問(若干名) 母校教職員の中から、会長が委嘱、本会の相談に応じる。
- 代表幹事(各期2名) 同窓会活動を取りまとめると共に、本会の活動の中心となる。
- 各期幹事(各組2名) 代表幹事と共に、同窓会活動の中心となる。又、会員の希望、意見、住所変更等を集約し、幹事会等を通じて本会の活動に積極的に参加する。必要なときは、各期代表幹事の委嘱を受け、その職務を代行する。
- 運営委員(若干名) 会員の中から会長が委嘱、会務の執行を助ける。
- 選出 役員 ~ は、代表幹事会の承認を経て、総会で選出する。任期は2年とし、再選を妨げない。各期幹事は3年次の各組より2名を選出、その中より互選により代表幹事を2名選出する。

第3章 機関

- 第6条(機関及び運営) 本会は次の機関を置く。
1. 役員会 会長・副会長・書記・会計で構成する。
 2. 代表幹事会 各期代表幹事で構成する。代表幹事が出席できないときは、幹事の代理出席を認める。
 3. 幹事会 幹事全員で構成する。
 4. 各期幹事会 各期幹事で構成する。
 5. 総会 会員で構成する。
 6. 同期会 同期生で構成する。
- ・各機関の運営は次の通りとする。
1. 役員会 随時、必要に応じて開催する。会長の諮問に応じ、本会の基本方針・役員人事・規約改正・事業計画・予算・決算等、総会にはかる原案を作成する。
 2. 代表幹事会 役員会と共に本会の活動の中心となる。年に数回、総会の前等、必要に応じて開催する。
 3. 幹事会 随時、必要に応じて開催する。
 4. 各期幹事会 随時、必要に応じて開催する。
 5. 総会 本会の最高議決機関であり、毎年11月3日に開催する。また必要に応じ、役員会の決定により臨時総会を開くことができる。
 6. 同期会 随時開催し、本会の目的に添って、独自の活動を行う。
- 機関の議決等は、出席者の多数決による。
- 各機関の開催案内は、WEBサイト上での広報を基本とする。
- WEBサイトアドレスは次の通り。
- <http://www.hineno.jp/> (PC等より) / <http://www.hineno.jp/i/> (i mode/EZ WEB)

第4章 会計

- 第7条(経費)
1. 本会の経費は、入会金・年会費・寄付金・事業収入、その他の収入でまかなう。
 2. 本会正会員は入会金として、卒業時に4,000円を納入する。
 3. 納めた会費は還付しない。必要があるときは、寄付金を募ることができる。
- 第8条(会計報告)
1. 本会会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
 2. 会計報告は定期総会にて行う。

付 則

- 本会則は、代表幹事会で審議し、総会の決定により改正する。
- 本会則は、
- 1990年 2月25日より施行
 - 1995年 10月21日改正
 - 1996年 8月23日改正
 - 2002年 11月 3日改正
 - 2003年 11月 3日改正